

公 告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方選定の手続きを開始します。

令和8年4月3日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務名

東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務

2 公募型プロポーザルの内容

業務仕様、企画提案書を選定するための評価基準など公募型プロポーザルの詳細な内容は「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務公募型プロポーザル募集要領」による。

なお、本業務は別添「自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に関する協定書」（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県知事連名により、令和3年6月1日締結）に基づき行われるものであるため、以下の点に留意すること。

- ① 本業務は、東北・新潟7県が、共通仕様による高度なセキュリティ対策及びサービスを備え、より効率的で経済的なセキュリティクラウドサービスを共同で導入し運用することを目的としているものであること。
（第1条関係）
- ② 共同利用に要する費用は、7県が均等に負担することを基本とするが、自治体の規模や特性等によって必要性が異なるサービスの費用については、サービスを利用する県がそれぞれ負担することとしていること。（第6条関係）
- ③ 共同利用するセキュリティクラウドサービスは、別紙仕様書により福島県が先行してサービス提供事業者を選定し、7県は、そのサービス提供事業者と個別に契約を締結するものとしていること。（第7条関係）
- ④ 本事業は、当該契約に係る各県の予算の成立を前提に事業化される事業であるため、予算成立前にはいかなる効力も発生しないこと。

3 募集要領等の配付方法

福島県企画調整課のウェブページ「入札情報」
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

からダウンロードするか、下記にて配付を受けてください。

記

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部デジタル変革課
電話：024-521-7136
E-mail: jouhou_system@pref.fukushima.lg.jp

Summary for the Notice of Proposal Competition

(1) Subject matter of the contract:

Migration and Managed Operations of the Fukushima Prefecture Segment of the Local Government Information Security Cloud Services in Tohoku and Niigata

(2) Time-limit to express interests: 5:00 p.m., 15 April 2026

(3) Time-limit for the submission of proposals: 5:00 p.m., 22 May 2026

(4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7136

自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に関する協定書

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「7県」という。）は、自治体情報セキュリティクラウド（以下「セキュリティクラウド」という。）の共同利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、7県それぞれが構築し運用しているセキュリティクラウドを更新するに当たり、共通仕様による高度なセキュリティ対策及びサービスを備え、より効率的で経済的なセキュリティクラウドサービスを共同で導入し運用するため、必要な事項を定める。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間は、7県の合意により変更することができる。

（調整担当部局）

第3条 7県は、調整担当部局を定め、協定の実施に関し必要な事項を協議して定める。

（担当者会議の設置）

第4条 7県は、円滑な共同利用を実施するため、前条に定める調整担当部局の職員で構成する担当者会議を設置する。

（幹事県）

第5条 この協定を円滑に実施するため、幹事県を置く。

2 幹事県は、協定締結の日から令和4年3月31日までを青森県とし、以降は次のとおり年度ごとに持ち回りとする。

- 令和4年度 岩手県
- 令和5年度 秋田県
- 令和6年度 山形県
- 令和7年度 福島県
- 令和8年度 新潟県

3 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) セキュリティクラウドサービスの導入及び運用の総合調整
 - (2) 担当者会議の開催
- （費用の負担）

第6条 共同利用に要する費用は、7県が均等に負担することを基本とする。ただし、自治体の規模や特性等によって必要性が異なるサービスの費用については、サービスを利用する県がそれぞれ負担する。

（契約の締結）

第7条 共同利用するセキュリティクラウドサービスは、別に定める共通の仕様書により幹事県が先行してサービス提供事業者を選定し、7県は、そのサービス提供事業者と個別に契約を締結するものとする。

2 調達の手順及び業者選定の要件等については、別途協議して定める。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、別途協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年6月1日

青森県知事 三村申吾



岩手県知事 達増拓也



宮城県知事 村井嘉浩



秋田県知事 佐竹敬久



山形県知事 吉村美栄子



福島県知事 内堀雅雄



新潟県知事 花角英世

